

令和7年第3回守山市農業委員会総会議事録

第3回守山市農業委員会総会を市役所3階会議室において招集する。

令和7年3月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第10号～議第15号

- | | |
|-------|---|
| 議第10号 | 守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見聴取について |
| 議第11号 | 守山市情報公開条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正することについて |
| 議第12号 | 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて |
| 議第13号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促 |

- 進計画案に対して意見を求めることについて
- 議第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 10 号～報告第 15 号

- 報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について
- 報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について
- 報告第 14 号 農地変更届出について
- 報告第 15 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員

- | | | |
|---------|----------|--------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 4 國枝 敏孝 | 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円 |

7	大島	常弘	8	村瀬	伸一郎	9	岡本	良一
10	高橋	謙二	11	服部	重信	12	辰市	祐洋
13	西	直幸	14	大崎	恭義	15	九重	智子
16	千代	博	17	今井	誠二	19	寺田	安喜雄
20	西村	明弘	21	宇野	正	22	中島	耕治
23	西村	正秋	24	西村	潔	25	山本	麻紀代
26	秋山	新治						

3 欠席委員

18 番 西出 登志和

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局員	参事	寺田	篤司
局員	指導員	井上	俊明
局員	事務員	上野	晴美
農政課	課長	福嶋	信宏
農政課	事務員	古家	妙子
総務課	課長補佐	榊	賢二
総務課	主査	佐藤	智紀

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が

過半数に達しておりますので、令和7年第3回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後2時00分)

○議 長

それでは、令和7年第3回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件2件、その他案件4件、報告案件6件の合計12件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

16番 千代 博 委員

19番 寺田 安喜雄委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 10 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 10 号 守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見聴取について
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 10 号につきまして提案理由を総務課より申し上げます。

○総務課 （会議規則第 9 条議案の説明）

守山市情報公開審査会の委員を改選するにあたり実施機関である農業委員会の意見を伺うものです。

【議案に基づいて、守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見聴取について（案）の内容を説明】

以上で、議第 10 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見

聴取について、意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、「意見無し」とすることに決しました。

○議長

次に、議第11号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第11号 守山市情報公開条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正することについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 11 号の提案理由をご説明申し上げます。

守山市情報公開条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。

これは、情報公開条例の規則のひとつとして、議案書の 8 ページに掲載しております「守山市死者情報の公開に関する規則」が施行されたことに伴うもので、法改正により個人情報定義が生存しているもののみとされたことから、情報公開請求において、死者の情報は個人情報にあらず、公開の請求者が誰であっても公開されてしまう状況になるところを、死者情報の公開請求ができる人を配偶者や子などの親族等に限定することで死者情報の保護を行うものです。

なお、市の規則は令和 6 年 9 月 17 日に施行され、農業委員会規則は本日付けで公布ということで期間が空いておりますが、この間に情報公開請求はありませんでした。

以上、議第 11 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの、守山市情報公開条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正することについて、質疑を求め

ます。質疑はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

規則は、公布してからの施行になると思いますが、公布の日が施行となるのであれば、付則に「3月10日施行」と記載されているはおかしくないでしょうか。

○総務課

「この規則は公布日から施行する」と付則の部分を訂正させていただきます。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の農業委員会規則の一部を改正することにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり農業委員会規則の一部を改正することに決しました。

○議長

総務課の職員の方、ご苦労様でした。

○総務課

ありがとうございました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第12号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第12号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて（旧基盤法第18条）
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第12号の農用地利用集積計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業

経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 12 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 13 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 13 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し意見を求めることに

ついて（機構法第 18 条第 3 項）

以上です。

○議 長

議第 13 号については 2 番、11 番から 17 番まで、及び 29 番の案件に委員が関係しておりますので、まず、これらを除く農用地利用集積計画について審議を行います。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 13 号の 2 番、11 番から 17 番まで、及び 29 番を除く農用地利用集積計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 13 号の 2 番、11 番から 17 番まで、及び 29 番を除く提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。本件は「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の2番、11番から17番まで、及び29番を除く案件は「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

続いて、議第13号の2番、11番から17番まで、及び29番を議題といたします。

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に際して退席し

ていただくこととなります。

まずは、2番の関係者である

議席番号 ●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第13号の2番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第13号の2番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの件について、意見を求めます。意見はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。
本件は「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件議第 13 号の 2 番
は、「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員の入室を認めます。

（1 名の委員 入室）

○議 長

続いて、議第 13 号の 11 番から 17 番までの関係者である、

議席番号 ●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

（1 名の委員 退室）

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 13 号の 11 番から 17 番
までにつきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 13 号の 11 番から 17 番までの提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの件について、意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。本件は「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の議第 13 号の 11 番から 17 番までは、「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●員の入室を認めます。

(1 名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第 13 号の 29 番の関係者である、

議席番号 ●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1 名の委員 退室)

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 13 号の 29 番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第 9 条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 13 号の 29 番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの件について、意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。
本件は「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件議第13号の29番
は、「意見無し」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員の入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第14号を議題といたします。書記に議件の朗
読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第14号 農地法第3条第1項の規
定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第14号の提案理由をご説明申し上げます。議案書22ページ、位置図は3条1番からとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5件でございます。

1番の案件です。(位置図3条1番)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 2,969平方メートルの田 および〇〇町 〇〇 〇〇〇番 3,247平方メートルの田 2筆合計で6,216平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、82.2アール、通作距離は1.5キロ

メートルです。

2 番の案件です。(位置図 3 条 2 番)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 707 平方メートルの畑 同じく〇〇〇〇番〇 97 平方メートルの畑 2 筆合計で 804 平方メートルです。

譲渡人は、兵庫県神戸市〇区〇〇〇〇町〇丁目 〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、2,428.5 アール、通作距離は 30 メートルです。

3 番の案件です。(位置図 3 条 3 番 その 1・その 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,015 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,028 平方メートルの田 2 筆合計で 6,043 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇

○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、1.6アール、通作距離は9.6キロメートルです。

4番の案件です。(位置図3条4番)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,600平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は兵庫県西宮市○○○町○○番○号 ○○○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載しておりますが、これまで特定非営利活動法人○○○○○ ○○○○○○が、解除条件付きで借りておられた農地を、法人の代表の娘が購入されるものです。譲受人の現在の経営面積は、2.6アール、通作距離について、○○さんは週に2、3日は滋賀県に来県し、父の居宅がある野洲市での生活をされているとのことで、野洲市○○から計算し2.9キロメートルです。

5番の案件です。(位置図3条5番その1・その2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,116 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,629 平方メートルの田 2筆合計で 4,745 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、2,725.5 アール、通作距離は1キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人であり、問題ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 14 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ご報告いたします。

譲受人は〇〇歳と高齢ですが、現在自宅近くで耕作されておられます。コンバインを所有されておりませんが、家族で耕作されているので、何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人は〇〇出身で、譲渡人の叔父が農地の管理をしておられましたが、叔父が 2、3 年前に亡くなり耕作される方がおられませんでした。譲受人に売買されることで遊休農地解消となりました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、3番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人の親戚である譲受人に売買されることになり、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、4番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人の農地を譲受人の父が借りて耕作されてきました。譲渡人が土地を譲りたいという申し出により、譲受人が所有され、今までと同じ環境でされるため問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、5番の案件は●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられますか。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

譲渡人は体調が悪くなり、売買することになったもので、他に保有する農地は順次、所有権を移転される予定であり、問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第15号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 15 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 24 ページ、位置図は 5 条 1 番からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 6 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 5 条 1 番)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1099 平方メートルの田で譲渡人は大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 同じく〇〇〇番 975 平方メートルの田で譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。2 筆合計で 2,074 平方メートルです。譲受人は、

株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は2区画の分譲住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内で開発許可に該当します。

立地基準の判断については、都市計画法に基づく用途地域内であるため第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 5条3番)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇番〇 463平方メートルの田です。譲渡人は、草津市〇〇町〇〇番〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、譲受人は栗東市〇〇 〇丁目〇番〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内で開発許可に該当します。父から子への貸借です。

立地基準の判断については、都市計画法に基づく用途地域内であるため第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図5条4番)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 19平方メートルの田、現況は宅地です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。転用の事由は住宅敷地です。備考欄に記載のとおり、昭和22年頃から譲受人が宅地として使用してこられた無断転用是正案件となります。

立地基準の判断については、住宅、公共施設が連たんしている区域内であるため第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5番の案件です。(位置図 5条5番)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,114 平方メートルの田で譲渡人は京都府長岡京市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、同じく 〇〇〇番〇 1,119 平方メートルの田で譲渡人は〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。2筆合計で2,233 平方メートルです。譲受人は栗東市〇〇 〇〇番地〇 〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買、転用の事由は貸資材置場です。資材置場を利用されるのは栗東市に本社を置く株式会社〇〇〇〇〇で、これまで県内に資材置場を有しないため、支店がある守山市で建築土木資材の置場を確保したいとのことです。また備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、10ヘクタール未満の農地の区域で、住宅公共施設が連たんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

6 番の案件です。(位置図 5 条 6 番)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 89 平方メートルの畑で現況は宅地です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、大津市〇〇〇 〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事理事長 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買、転用の事由は農作業場です。本件は、令和 5 年 8 月 10 日付で、譲渡人が、〇〇 〇〇 さんの名前で許可済みではありますが、所有権移転登記を行う前に、〇〇 〇〇 さんが亡くなられ、妻である〇〇さんへの相続が発生し、登記を完了されたことで、譲受人へ所有権移転登記をするためには再度の許可を得る必要が生じたものです。なお、現地は昭和 47 年から〇〇が使用されてこられたものです。

立地基準の判断については、10 ヘクタール未満の農地の区域で、住宅公共施設が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 15 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1 番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

開発事業関係の駐車場ですが、位置図にある既存駐車場に高さは合わせます。また、駐車場の雨水排水については駐車場の中央に勾配のある排水路をつけ西側に流すという事ですので、周辺農地に影響がないため問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、2 番と 3 番の案件は●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられますか。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

元もと、前面道路沿いにある水路が周辺よりも下がってお

り、今回の転用で水路が作り直されることになり、排水が緩和されることとなります。また周辺の農地への影響はありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて4番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ご報告いたします。昭和22年頃に譲渡人から譲受人に土地の譲り渡された時に、この一角だけが漏れていたため、今回、申請の手続きが行われたので、問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて5番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

当該地については、○○町のレインボーロードから100メートルほど入った場所でございます。北側の隣接地の間には1メートルくらいの水路が整備されており、反対側については工場、住宅、事務所等がある場所で周辺の農地に何ら影響はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて6番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告
いただきます。

○●番 ●● ●●委員

一度許可した案件ですが、申請人が亡くなったための再
申請となり、立ち合いをいたしました。何ら問題ありませ
ん。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件でレインボーロードから入った道路が中学

生の通学路になっております。年に数回大型バスが来ると
いう事ですが、通学路に支障はないのでしょうか。

○事務局

大型バスが入ってくる場所ですが、道路幅も広げられ
バスの転回を含めた許可となっています。開発等の関係の
申請となっておりますので、様々な課で検討されたうえでの
許可となります。

また、年に数回の宗教事業で、主に土日祝での行事であ
ると聞いております。

○●番 ●● ●●委員

開発事業同意ではないのでしょうか。

○局長

小中学校が周辺にある開発の場合、開発行為指導審査会
で審査し、各課と協議されます。今回は教育委員会と協議
するように指示がでています。その中で、通学生に配慮し、
工事中及び完成後の事も踏まえて審査した内容で市は同
意されるという事です。

○●番 ●● ●●委員

申請地の道路幅は6メートルを確保されると聞いてお
ります。ただ、その先の道路は軽トラックが一台ほどしか
通れないほど細くなっております。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件ですが、旗竿地になるのですか。

○事務局

位置図、宅地3-1が一部細い道になっているところは、
下水道本管引き込みのための土地となっています。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。議第15号については許可相当とすることに、
ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件については、許可
相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 10 号から報告第 15 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報
告について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

13 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 14 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 15 号 諸証明書の交付状況について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。
以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。
報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和7年3月22日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

16番 千代 博 委員

19番 寺田 安喜雄 委員